

手足口病の警報発令について

令和4年第30週（7月25日から31日まで）の1医療機関当たりの患者報告数が、国の警報発令の基準値（注）を超えましたので、本日、手足口病の警報を発令しました。

手足口病の患者が急増していますので、県民の皆様におきましては、次の事項に留意して、手足口病に「うつらない」「うつさない」ための取り組みの徹底をお願いいたします。

また、施設等の集団発生については、最寄りの保健福祉事務所（保健所）にご一報下さい。

- どんな病気？
口の中・手のひら・足底・足背などに数 mm の小水疱性の発しんが出ます。
- 感染経路は？
飛沫・接触感染及び便に排出されたウイルスが口に入り感染するため、特に保育園や幼稚園での集団感染に注意が必要です。
- 症状があるときには？
・医療機関を受診し医師の指示に従ってください。
・水分と十分な休養を取りましょう。
- 予防対策
・トイレやおむつ交換の後には、手洗いをしましょう。
・手洗いは、石けんと流水でしっかり行いましょう。
・タオルなどを共用しないようにしましょう。

管轄保健所名	地域	1 医療機関当たりの患者報告数	
		直近 (30 週) (7月25日～31日)	前週 (29 週) (7月18日～24日)
県全体	—	6.19	3.20
前橋市	前橋市	4.88	2.38
高崎市	高崎市	5.56	4.67
伊勢崎	伊勢崎市、佐波郡	2.83	1.50
渋川	渋川市、北群馬郡	4.50	3.25
藤岡	藤岡市、多野郡	30.50	10.00
富岡	富岡市、甘楽郡	5.50	1.00
吾妻	吾妻郡	1.00	0.00
利根沼田	沼田市、利根郡	7.33	0.00
館林	館林市、邑楽郡	2.80	0.20
桐生	桐生市、みどり市	10.40	7.40
太田	太田市	7.40	4.67
安中	安中市	2.50	1.00

(注) 手足口病の発生動向を把握するために、県内 54 医療機関（定点医療機関）から 1 週間分の患者数の報告を受けており、1 医療機関当たりの患者報告数をもって流行状況を把握する目安としている。（地域ごとの数値ではなく、県全体で判断）

29 週及び 30 週は、休診医療機関があったため、53 医療機関（定点医療機関）からの報告
○警報レベル 開始基準値 5.00 人以上 終息基準値 2.00 人未満

令和 3 年度 警報 レベル超 無し

令和 2 年度 警報 レベル超 無し

令和元年度 警報 レベル超 7 月 17 日 (7/8-7/14:28w 9.92) 終息 10 月 8 日 (9/30-10/6:40w 1.96)

平成 30 年度 警報 レベル超 7 月 24 日 (7/16-7/22:29w 5.47) 終息 8 月 28 日 (8/20-8/26:34w 1.09)

平成 29 年度 警報 レベル超 8 月 1 日 (7/24-7/30:30w 7.53) 終息 10 月 3 日 (9/25-10/1:39w 1.29)

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS

